

人事院総裁談話

平成30年8月10日

1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与の改定を勧告しました。

2 本年は、民間における賃金の引上げを図る動きを反映して、本年4月分の月例給について、民間給与が国家公務員給与を平均655円（0.16%）上回る結果となりました。そのため、初任給及び若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、年間4.45月分に引き上げることとしました。

5年連続となる給与の引上げは、職務に精励している職員にとって、士気の一層の向上につながると思います。

3 また、人事院は、公務を的確に遂行できる人材の確保・育成に引き続き積極的に取り組むとともに、職員が意欲を持って生き生きと働くことができるよう、勤務環境をめぐる課題にも対応していきます。特に、長時間労働の是正については、民間労働法制の改正が行われたことも踏まえ、人事院規則において超過勤務命令を行うことができる上限の時間を設定するなどの措置を講じてまいります。

4 本年は、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行いました。

少子高齢化の急速な進展、若年労働力人口の減少により、意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作ることが社会全体の重要な課題となる中、政府において、国家公務員の定年の引上げについて具体的な検討が進められ、本年2月に論点整理が行われるとともに、人事院に対して検討要請がありました。人事院としては、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要と考えます。

定年の引上げを行うに当たっては、短時間勤務制の導入により60歳を超える職員の多様な働き方を可能とすること等の措置を講ずるとともに、組織活力を維持する観点から、当分の間、役職定年制を導入することとしています。また、60歳を超える職員の年間給与は、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60歳前の7割水準に設定することとしています。

定年を段階的に引き上げる中では、能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直していく必要があります。さらに、定年の引上げを円滑に実施できるよう、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用するための環境整備について、公務全体で取り組む必要があります。

- 5 先般発生した平成30年7月豪雨への対応を始めとして、全国各地の公務員が、日々全力で職務に取り組んでいます。厳しい勤務環境の下、それぞれの業務に着実に取り組んでいる公務員各位に対し、心からの敬意を表します。

他方、近時、一部の公務員の不祥事により公務に対する信頼を損なうような事態が発生していることは極めて遺憾です。

公務員各位におかれては、全体の奉仕者としての高い倫理感・使命感を持って、引き続き職務に精励していただくようお願いします。特に、幹部公務員には、自らの果たす役割について自覚し、他の範となっていだきたいと思えます。

人事院としても、研修等を通じた倫理感・使命感の醸成に努めるとともに、不祥事案が発生した公文書管理やセクシュアル・ハラスメントに関し人事管理面からの対策を講じてまいります。

- 6 人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

国会及び内閣におかれては、人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施するとともに、意見の申出の実現のために所要の措置を採られるよう要請いたします。

国民各位におかれては、行政各部において多くの公務員がそれぞれの職務を通じ国民生活を支えていることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。